

香川県がん患者医療用補整具助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、香川県がん患者医療用補整具助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、がん患者に対し、化学療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的として交付する。

(対象者)

第3条 この要領による補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 香川県に住所を有する者
- (2) がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療）を受けた者又は現に受けている者であって、補整具を購入した者
- (3) 申請を行う補整具に対して、他の補助金等を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、次の各号に掲げる補整具の購入額とする。

- (1) 医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネット
- (2) 補整下着等の胸部補整具

(補助金額)

第5条 本補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、上限を10,000円とする。

2 補助金の交付は、1人につき、前条各号ごとに1回とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者は、補整具を購入した日の翌日から1年以内に、交付申請兼実績報告書および請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象補整具の購入に係る領収書の写し
- (2) 診療明細書等がん治療を受療していることが分かる書類
- (3) 現住所が確認できる書類（マイナンバーの記載がない住民票の写し、運転免許証の写し等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定等)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、交付の可否

を決定し、交付するときは補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により交付対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付額の確定をした日から、30日以内に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第8条 知事は、虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。